

2. 教員免許状の取得

(1) 取得できる教員免許状の種類

学校教員養成課程の各専門領域で取得できる教員免許状は次のとおりです。

専門領域	小学校		特別支援学校		中学校		高等学校
	1種	1種	2種	1種	2種	1種	
日本語教育・教育学・心理学	◎	△	○	△	○	△	
国語・社会・英語・数学・ 理科・技術・家庭科・ 音楽・美術・保健体育	自教科 他教科	◎	△	○	◎		○
					△	○	△
特別支援教育	◎	◎		△	○	△	

◎……卒業に必要な単位を修得することにより取得可能

○……他に必要な単位（4～20単位未満）を修得することにより取得可能

△……他に必要な単位（20単位以上）を修得することにより取得可能

取得希望免許の組み合せによっては、取得に必要な授業科目の開講状況により取得できなくなる場合もあるため、取得希望免許の教員ともよく相談し、履修計画を立てておくこと。

(2) 教職実践演習、介護等体験および教育実習

小学校および中学校の教員免許を取得するためには、大学の講義・演習などの授業だけでなく、社会福祉施設や特別支援学校などで行われる介護等体験に参加し、上記のコース別に小・中学校や特別支援学校で実施する教育実習を履修して単位を修得しなければなりません。また、1年次から「教職履修カルテ」を使って履修履歴を記録の上把握し、4年次秋学期に「教職実践演習」という4年間の総括のための演習科目を履修・修得しなければなりません。次の1～6の内容を確認し、必要な手続き等をきちんと行い、体験・実習・演習に備えてください。

1 教職実践演習

教員免許状を取得するためには、4年次秋学期に開講される「教職実践演習」を修得しなければなりません。

教職実践演習は、教員になるうえで自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることを目的とした科目です。教職実践演習を履修するにあたっては、1年次から教職実践演習の授業を受けるまでの間に各自で教職履修カルテに記入しなければなりません（WEB上で入力）。また、履修にあたっては、原則として取得を希望する免許に関する教育実習の単位を修得していることが必要です。

2 介護等体験（2年次受講）

小学校および中学校の教員免許状を取得するためには、1年次2月に実施する介護等体験のオリエンテーションに参加し、「介護等体験」の申し込みを行わなければなりません。そして2年次に2種類計7日間の介護等体験を行い、それぞれの体験が終了したら、体験先から『介護等体験の手引』（オリエンテーションで配布）に綴じ込んである「介護等体験実施証明書」に、体験を行った証明を受けてください。この「証明書」は、各自責任を持って保管し、教員免許状一括申請時（4年次）に提出してください。**「証明書」を紛失した場合は、再発行できないため再度、介護等体験の受講が必要となります。**

介護等体験計7日間の内訳は、原則として次の標準日数とします。

社会福祉施設等での体験	5日間	計7日間
特別支援学校での体験	2日間	

介護等体験の実施方法、教員免許状一括申請の具体的方法については別途指示します。

※なお、身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者で障害の程度が1級から6級の者）については、介護等体験を行うことを要しません。また、特別支援教育専門領域の学生は、介護等体験が免除されます。

3 教育実習

- ① 教員免許状を取得するためには、次の教育実習の単位を修得しなければなりません。

教育実習の名称	単位数	対象の専門領域と各科目の履修要件
教育実習Ⅰ（小学校） (事前指導・事後指導を含む)	5	【対象の専門領域】 ・学校教員養成課程のすべての専門領域（必修） 【履修要件】 ・2年次終了時点における修得単位が、「教育実地研究」を含めて60単位以上であること ・GPAが2.0以上であること
教育実習Ⅱ（中学校） (事前指導・事後指導を含む)	3	【対象の専門領域】 ・教科の専門領域（国語、社会、英語、数学、理科、技術、家庭科、音楽、美術、保健体育の各専門領域）（必修） 【履修要件】 ・教育実習Ⅰを履修していること
教育実習Ⅲ（特別支援学校） (事前指導・事後指導を含む)	3	【対象の専門領域】 ・特別支援教育専門領域（必修） 【履修要件】 ・教育実習Ⅰを履修していること ・「特別支援教育概論」、「知的障害児の教育」、「知的障害児の心理・生理・病理」、「肢体不自由児の教育」、「肢体不自由児の心理・生理・病理」の中から3科目以上の単位を修得していることが望ましい

※日本語教育・教育学・心理学、および特別支援教育専門領域の学生で、中学校または高等学校の教員免許状の取得を希望する学生は、該当する教科の教育実習Ⅱ（中学校）を履修しなければなりません。

※特別支援教育専門領域以外の学生で、特別支援学校の教員免許状の取得を希望する学生は、教育実習Ⅲ（特別支援学校）を履修しなければなりません。

※高等学校の教員免許状取得を目指す場合の教育実習の単位は、中学校の教育実習の単位を使うことができる所以高等学校の教育実習は不要です。

※教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの履修要件は、上記の要件以外に各専門領域が特定の履修要件（指定する授業科目の履修等）を定める場合、それを満たさなければなりません。

- ② 教育実習の詳細については、2年次（4月の教育実習登録説明会時）に配布する『教育実習の手引』に記載されているので、よく読んでください。

③ 教育実習を履修するにあたって、受講する年度の前年の提出期間に「教育実習登録カード」を必ず提出してください。提出しないと翌年度の教育実習は受けられません。登録カードを提出後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに学務（教育実習担当）に変更内容を届け出してください。

【注】3年次の4月に教育実習Ⅰの履修要件が満たされない場合には、教育実習は全て4年次以降に実施となります。教育実習Ⅰは卒業研究の着手要件（P.15）となっていることから、3年次に教育実習Ⅰを履修できない場合は、4年次に卒業研究に着手できないため、卒業は延期となります。

4 教育実習・介護等体験等の履修における留意事項

学校現場に出向く全員必修の「教育実地研究（1年）」「介護等体験（2年）」「スクールデー実践（2年）」「教育実習（3年）」などの実習は、小・中学校、特別支援学校、介護施設等において行います。これらの科目等は必修であり、履修する学生は、日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険（賠償責任保険付帯）」、あるいは、大学生協の「学生総合共済G1200コースおよび学生賠償責任保険」に入学時に加入することが義務づけられています。

また、麻しん（はしか）については、麻しんの抗体を有していること、あるいは、麻しんの予防接種を2回受けていることが必要です。入学時に、次の①②のどちらかを証明する書類の提出を求めます。（コピー可）

- ① 麻しんの抗体を有していることの証明書（「抗体検査結果証明書」：令和2年4月以降に検査されたものに限ります。）
- ② 麻しんの予防接種を2回行っていることの証明書（「予防接種実施証明書」や「母子健康手帳（表紙と予防接種履歴がわかるページ）」等）

5 教員免許状取得までのスケジュール

4年次に教員免許状一括申請の申し込みをし、所定の書類を提出した場合は、卒業時に学位記（卒業証書）とあわせて教員免許状が交付されます。一括申請の申し込み時期（4年次の4月）は必ず授業支援システム（LMS）等にて確認してください。

なお、小学校および中学校の場合は、介護等体験の実施証明書（原本）が必要となります。

	介護等体験 特別支援教育専門 領域の学生を除く	小学校の教員免許 状を取得する場合 (全員)	中学校・高等学校の教員免許状を 取得する場合		特別支援学校の教員免許状を 取得する場合	
			特別支援教育専門 領域以外の 取得学生	特別支援教育専門 領域の学生 (希望者)	特別支援教育専門 領域の学生 (該当領域学生全員)	特別支援教育専門 領域以外の学生 (希望者)
1 年 次	2月 オリエンテーション ¹⁾					
2 年 次	4月（上旬） 健康診断を受診 (学内)	4月（上旬） 教育実習登録説明会 ²⁾				
	5月～翌年3月 7日間の介護等体 験を実施 ³⁾	5月指定期日まで 「教育実習Ⅰ登録 カード」を提出	5月指定期日まで 「教育実習Ⅱ登録 カード」を提出		5月指定期日まで 「教育実習Ⅲ登録 カード」を提出	

3 年 次		4月(上旬) 健康診断を受診（学内）		4月(上旬) 健康診断を受診 (学内)	
		4月（中旬～下旬） 教育実習Ⅰ・Ⅱ事前指導（大学）	5月指定期日まで 「教育実習Ⅱ登録カード」を提出	5月～7月のうち 指定する日程 教育実習Ⅲ事前指導 ⁴⁾	7月指定期日まで 「教育実習Ⅲ登録カード」を提出
		5月～7月 教育実習Ⅰ実施 事後指導	主に9月（又は10 月下旬～11月） 教育実習Ⅱ実施 事後指導	9月 教育実習Ⅲ実施 ⁴⁾ 事後指導	
4 年 次				4月（上旬） 健康診断を受診 (学内)	4月（上旬） 健康診断を受診 (学内)
				4月（中旬から下旬） 教育実習Ⅱ事前指導（大学）	5月～11月のうち 指定する日程 教育実習Ⅲ事前指導 ⁴⁾
				主に9月（又は10 月下旬～11月） 教育実習Ⅱ実施 事後指導（大学）	12月 教育実習Ⅲ実施 ⁴⁾ 事後指導（大学）
		秋学期「教職実践演習」を履修			

※教育実習（事前・事後指導を含む）の実施期間は変更される場合があります。

- 1) 介護等体験を申し込み、配布される『介護等体験の手引』を熟読しておくこと。
- 2) 配布される『教育実習の手引』を必ず入手し、熟読しておくこと（卒業するまで使用するので紛失に注意。）。
- 3) 「介護等体験実施証明書」に証明してもらうこと。
- 4) 主として附属特別支援学校で行います。人数が定員を超える場合は9月になる可能性もあります。

6 特例措置

特別な事情があり介護等体験、教育実習および教職実践演習の履修が困難と認められた場合には、履修を免除する特例措置が認められる場合があります。詳しくは、学務係に相談してください。ただし、特例措置が適用された場合には教育実習等が終了していても教員免許状の一括申請対象者とはなりません。

3. 学校教員養成課程における学部教育科目

(1) 課程共通科目

言語・文化・社会系教育コース、自然・生活系教育コース、芸術・身体・発達支援系教育コースの3コースの共通科目として、履修基準表に基づき、次に示す課程共通科目の授業科目を履修してください。

授業科目区分	授 業 科 目	履修年次	単位数		修得単位数
			必修	選択	
基礎演習科目	基礎演習 コンピューティング	1 1	2 2		4
基盤教育科目	「教育の基礎的理義に関する科目」 教職入門 教育の思想と歴史 教育の心理学 教育社会学 教育経営 特別支援教育総論 教育課程論	1 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 1 2~4	2 2 2 2 2 1 1	2 2 2 2 2 2 2	10以上
	「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」 教育方法論 特別活動論 情報通信技術の活用 道徳教育の理論と方法 生徒・進路指導論 教育相談の理論と方法 総合的な学習の時間の理論と実践	2~4 2~4 1 1 2 2 1	1 2 1 2 2 1 1		10
	「教育実践に関する科目」 教育実習Ⅰ 事前指導・事後指導 教育実習Ⅱ（小学校） 教職実践演習	3 3 4	1 4 2		7
	「教科及び教科の指導法に関する科目」 小教専国語 小教専社会科 小教専算数 小教専理科 小教専生活科 小教専家庭科 小教専音楽 小教専図工 小教専体育 小教専英語 初等教科教育法（国語） 初等教科教育法（社会） 初等教科教育法（数学） 初等教科教育法（理科） 初等教科教育法（英語） 初等教科教育法（生活） 初等教科教育法（音楽） 初等教科教育法（図画工作） 初等教科教育法（体育） 初等教科教育法（家庭）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		2 2	69以上

「学校インターンシップ科目」						
教育実地研究	1	2				
スクールデー実践A（教材研究）	2		2			
スクールデー実践B (初等教育フィールドワーク研究)	2		2			
スクールデー実践C (アシスタント・ティーチャー)	2		2			
学外活動・学外学習I	1～4		2			
学外活動・学外学習II（※）	1～4		2			
学外活動・学外学習III（※）	1～4		2			
「他の科目」						
生涯学習概論（※）注5	2～4		2			
野外教育実践	3～4		2			
初等家庭科実習	3～4		1			
初等教育フィールド ワーク研究3b, 4a, 4b	3～4		1			
「学修証明プログラム科目」						
現代的な教育課題のアプローチ	1～4		2			
ICTによる現代的な教育課題の解決	2～4		2			
インクルーシブ教育実践（理論編）	1～4		2			
インクルーシブ教育実践（実践編）	1～4		2			

注1…2科目のうち1科目2単位以上を選択履修してください。2科目とも単位を修得した場合は、そのうちの1科目2単位を、中学校教諭1種免許状（主免許外）や高等学校教諭1種免許状を取得する時に必要な単位として算入することができます。

注2…国語、社会科、算数、理科、生活科、家庭科の6教科中5教科以上を選択履修してください。

注3…「スクールデー実践A・B・C」の3科目のうち、1科目2単位を選択履修してください。
ただし、「教育実地研究」の単位を修得していないと履修はできません。

注4…学外活動・学外学習の内容は教育ボランティア等です。「学外活動・学外学習II」は全学教育科目の「学外活動（教育ボランティア）」と重複して単位を修得することはできません。

注5…令和7（2025）年度まで開講します。令和8（2026）年度以降は開講しません。

注6…小学校教員を希望する学生を対象とした科目です。電子シラバスを参照して受講してください。
なお、これらの科目は増加単位扱いとなりますので注意してください。

注7…現代的な教育課題についての学修証明プログラム科目（P. 47「(5) 学修証明プログラム科目」参照）です。増加単位扱いとなりますので注意してください。

（※）は教員免許状取得に必要な単位として算入可能な科目です。中学校教諭1種免許状（主免許外）や高等学校教諭1種免許状を取得する時に算入することができます。

(2) 中学校・特別支援学校実習科目

中学校実習科目

教科の専門領域（国語、社会、英語、数学、理科、技術、家庭科、音楽、美術、保健体育の各専門領域）の学生は、中学校教諭1種免許状（各教科）の取得が必須です。「中学校実習科目」の必修3単位と所属する専門領域の「専門領域科目」の28単位を合わせて、31単位以上修得してください。高等学校教諭1種免許状や他教科の中学校1種または2種免許状を取得する際には、修得済みの「中学校実習科目」の単位を使用できますので、別途、教育実習を行う必要はありません。

日本語教育、教育学、心理学、特別支援教育の各専門領域の学生が、中学校教諭1種または2種免許状や、高等学校教諭1種免許状を取得する際には、「中学校実習科目」の必修3単位と取得したい教科の専門領域の「専門領域科目」等の必要単位を修得してください。なお、特別支援教育専門領域の学生は、4年次に履修することになります。

高等学校教諭1種免許状や他教科の中学校1種免許状を取得する際には、各教科の専門領域科目28単位（高等学校1種免許状「地理歴史」、「公民」、「書道」は24単位）以上が必要であり、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4～8単位）と合わせて32単位以上修得する必要があります。

特別支援学校実習科目

特別支援教育専門領域の学生は、特別支援学校教諭1種免許状の取得が必須です。「特別支援学校実習科目」の必修3単位と特別支援教育専門領域の「専門領域科目」の23単位を合わせて、26単位以上修得してください。

他の領域以外の学生が、特別支援学校教諭1種または2種免許状を取得する際には、「特別支援学校実習科目」の必修3単位と特別支援教育専門領域の「専門領域科目」の必要単位を修得してください。なお、教科の専門領域の学生は、4年次に履修することになります。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数		修得単位数
			必修	選択	
中学校実習科目	教育実習Ⅱ 事前指導・事後指導	3	1		3
	教育実習Ⅱ（中学校）	3	2		
特別支援学校実習科目	教育実習Ⅲ（事前指導・事後指導を含む）	3	3		3

(3) 卒業研究関連科目

「課題研究（ゼミナール）」および「卒業研究」の詳細については、P.14～15を参照してください。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数		修得単位数
			必修	選択	
卒業研究関連科目	課題研究A, B, C（ゼミナール）	3	2		6
	卒業研究	4	4		

※日本語教育、教育学、心理学の各専門領域はAを履修

国語、社会、英語、数学、理科、技術、家庭科、音楽、美術、保健体育の各専門領域はBを履修
特別支援教育専門領域はCを履修

(4) 専門領域科目

1 言語・文化・社会系教育コース

国語専門領域

国語専門領域では、中学校教諭1種免許状「国語」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

中学校1種・2種「国語」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（国語I） 中等教科教育法（国語II） 中等教科教育法（国語III） 中等教科教育法（国語IV）	2 2 2 2	2 2 2 2		2 2 2 2	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概説 日本語史A※ 日本語史B※ 日本語学演習	2~4 2~4 2~4 3~4	2 2 2 2		2 2 2 2	
国文学（国文学史を含む。）	日本文学講読IA※ 日本文学講読IB※	2~4 2~4	2 2	2 2	2 2	2 2
	日本文学講読IIA※ 日本文学講読IIB※	2~4 2~4	2 2	2 2	2 2	2 2
	日本文学講義IA※ 日本文学講義IB※ 日本文学講義IIA※ 日本文学講義IIB※	2~4 2~4 2~4 2~4		2 2 2 2		2 2 2 2
	日本文学演習I 日本文学演習II	3~4 3~4		2 2		2 2
	中国古典文学講読A※ 中国古典文学講読B※	2~4 2~4	2 2	2 2	2 2	2 2
	中国古典文学講義A※ 中国古典文学講義B※	2~4 2~4		2 2		2 2
	中国古典文学演習	3~4		2		2
	書写実技 書法IA※ 書法IB※ 書法IIA※ 書法IIB※ 書道史※ 書論・鑑賞※	2 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4	4	2 2 2 2 2 2	4	2 2 2 2 2 2
その他関連科目（△）	国語教育演習I	3		2		2
合計				28以上		14以上

注…「授業科目」に※のマークのある科目については、隔年開講です。

注…日本文学講読I・II、および中国古典文学講読は、それぞれいずれか1科目2単位以上を選択必修科目として、必ず履修すること。また、国語専門領域の学生は、日本語学演習、日本文学演習I・II、および中国古典文学演習の4科目のうち開講される演習から1科目2単位以上を履修すること。

注…中学校教諭2種免許状「国語」の取得を希望する場合、日本文学講読I・II、および中国古典文学講読は、それぞれいずれか1科目2単位以上を必ず履修すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「国語」を取得する場合には、専門領域科目から28単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理義に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習II」、「学外活動・学外学習III」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「国語」を取得する場合には、14単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

注…（△）表中「その他関連科目」として、「国語教育演習I」が開講されます。ただしこの科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

高等学校教諭1種免許状「国語」の免許を取得する者は、専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。高等学校教諭1種免許状「書道」の免許を取得する者は、専門領域科目から24単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。いずれの高等学校教諭1種免許状を取得する場合も、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理義に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（国語4単位・書道8単位）と合わせて32単位以上修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

高等学校1種「国語」「書道」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			高等学校1種「国語」		高等学校1種「書道」	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（国語Ⅰ）	2	2			
	中等教科教育法（国語Ⅱ）	2	2			
	中等教科教育法（国語Ⅲ）	2	2			
	中等教科教育法（国語Ⅳ）	2	2			
	中等教科教育法（書道Ⅰ）	2～4			2	
	中等教科教育法（書道Ⅱ）	2～4			2	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概説	2～4	2			
	日本語史 A ※	2～4		2		
	日本語史 B ※	2～4		2		
	日本語学演習	3～4		2		
国文学（国文学史を含む。）	日本文学講読ⅠA ※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅠB ※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅡA ※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講読ⅡB ※	2～4	2	2	2	2
	日本文学講義ⅠA ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅠB ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅡA ※	2～4		2		2
	日本文学講義ⅡB ※	2～4		2		2
	日本文学演習Ⅰ	3～4		2		2
	日本文学演習Ⅱ	3～4		2		2
漢文学	中国古典文学講読A ※	2～4	2	2	2	2
	中国古典文学講読B ※	2～4	2	2	2	2
	中国古典文学講義A ※	2～4		2		2
	中国古典文学講義B ※	2～4		2		2
	中国古典文学演習	3～4		2		2
書道（書写を含む）	書写実技	2			4	
	書法ⅠA ※	2～4				2
	書法ⅠB ※	2～4				2
	書法ⅡA ※	2～4				2
	書法ⅡB ※	2～4				2
書道史	書道史 ※	2～4			2	
書論・鑑賞	書論・鑑賞 ※	2～4			2	
合計			28以上		24以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目は、隔年開講です。

注…「国語」「書道」の免許を取得する者は、日本文学講読Ⅰ・Ⅱ、および中国古典文学講読は、それぞれいざれか1科目2単位以上を必ず履修すること。また、日本語学演習、日本文学演習Ⅰ・Ⅱ、および中国古典文学演習の4科目のうちから1科目2単位以上を履修すること。

注…いずれの高等学校教諭1種免許状を取得する場合も、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位または基盤教育科目「教育の基礎的理義に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（国語4単位・書道8単位）と合わせて32単位以上修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

社会専門領域

社会専門領域では、中学校教諭1種免許状「社会」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

中学校1種・2種「社会」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（社会Ⅰ）	2～4	2		2	2
	中等教科教育法（社会Ⅱ）	2～4	2		2	2
	中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅰ）	2～4	2		2	2
	中等教科教育法（社会・地理歴史Ⅱ）	2～4		2		2
	中等教科教育法（社会・公民Ⅰ）	2～4	2		2	2
	中等教科教育法（社会・公民Ⅱ）	2～4		2		2
日本史・外国史	日本史概論Ⅰ ※	2～4	2	2	2	2
	日本史概論Ⅱ ※	2～4		2		2
	世界史概論Ⅰ ※	2～4	2	2	2	2
	世界史概論Ⅱ ※	2～4		2		2
	考古学概論 ※	2～4		2		2
	日本史史料講読A, B \$	2～4		各2		各2
	世界史史料講読A, B \$	2～4		各2		各2
	古文書実習	2～4		2		2
	日本史演習A, B \$	2～4		各2		各2
	世界史演習A, B \$	2～4		各2		各2
地理学（地誌を含む。）	日本史特論 #	2～4		2		2
	世界史特論 #	2～4		2		2
	社会科教育史演習A, B \$	2～4		各2		各2
	人文地理学Ⅰ ※	2～4		2		2
	人文地理学Ⅱ ※	2～4		2		2
	人文地理学演習A, B \$	2～4		各2		各2
	自然地理学	2～4		2		2
	地理学実習	2～4		2		2
「法律学、政治学」	地域教材研究論演習A, B \$	2～4		各2		各2
	地誌学A ※	2～4	2	2	2	2
	地誌学B ※	2～4		2		2
	法学概論	1～4	2		2	
	国際法	2～4		2		2
「社会学、経済学」	憲法 ※	2～4		2		2
	法学演習A, B \$	2～4		各2		各2
	国際学Ⅰ（政治学） #	2～4		2		2
	国際学Ⅱ（国際関係論） #	2～4		2		2
	経済学概論	1～4	2		2	
	国際経済論	2～4		2		2
「哲学、倫理学、宗教学」	経済学特論 ※	2～4		2		2
	経済学演習A, B \$	2～4		各2		各2
	倫理学概論	1～4	2	2	2	2
	倫理学特論 ※	2～4		2		2
	倫理学演習A, B \$	2～4		各2		各2
社会思想史演習A, B \$			2～4	各2		各2
合計				28以上		14以上

注…「授業科目」に※のマークのある科目は、隔年開講です。

注…「授業科目」に#のマークのある科目は、随時開講です。

注…「授業科目」に\$のマークのある「史料講読」及び「演習」科目の履修の順序等については、各担当教員の指示に従うこと。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「社会」を取得する場合には、「各教科の指導法に関する科目」から4科目8単位以上（すべての必修科目を含む。）、「日本史及び外国史」、「地理学」、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」から20単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。），計28単位以上修得し、さらに、専門領域科目の

余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」(4単位)と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「社会」を取得する場合には、14単位以上(すべての必修科目および選択必修科目を含む。)を修得すること。

高等学校教諭1種免許状「地理歴史」・「公民」を取得する者は、専門領域科目から24単位以上(下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。)を修得する必要があります。いずれの高等学校教諭1種免許状を取得する場合も、上記専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」(8単位)と合わせて32単位以上を修得する必要があります。(他の専門領域の学生も同様です。)

高等学校1種「地理歴史」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数	
			必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法(社会・地理歴史Ⅰ)	2~4 2~4	2 2	
	中等教科教育法(社会・地理歴史Ⅱ)			
日本史	日本史概論Ⅰ※	2~4	2	2
	日本史概論Ⅱ※	2~4		2
	日本史史料講読A,B,\$	2~4		各2
	日本史演習A,B,\$	2~4		各2
	日本史特論#	2~4		2
	古文書実習	2~4		2
外国史	考古学概論※	2~4		2
	世界史概論Ⅰ※	2~4	2	2
	世界史概論Ⅱ※	2~4		2
	世界史史料講読A,B,\$	2~4		各2
	世界史演習A,B,\$	2~4		各2
	世界史特論#	2~4		2
人文地理学・自然地理学	社会科教育史演習A,B,\$	2~4		各2
	人文地理学Ⅰ※	2~4	2	2
	人文地理学Ⅱ※	2~4		2
	人文地理学演習A,B,\$	2~4		各2
	自然地理学	2~4		
	地理学実習	2~4		2
地誌	地域教材研究論演習A,B,\$	2~4		各2
	地誌学A※	2~4		2
	地誌学B※	2~4		2
合計			24以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目については、隔年開講です。

注…「授業科目」に#のマークのある科目については、随時開講です。

注…「授業科目」に\$のマークのある「史料講読」及び「演習」科目の履修の順序等については、各担当教員の指示に従うこと。

高等学校1種「公民」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数	
			必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（社会・公民Ⅰ） 中等教科教育法（社会・公民Ⅱ）	2～4 2～4	2 2	
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学概論 国際法 憲法 ※ 法学演習A, B \$ 国際学Ⅰ（政治学）# 国際学Ⅱ（国際関係論）#	1～4 2～4 2～4 2～4 2～4 2～4	2 2 2 各2 2 2	
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	経済学概論 国際経済論 経済学特論 ※ 経済学演習A, B \$	1～4 2～4 2～4 2～4	2 2 2 各2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	倫理学概論 倫理学特論 ※ 倫理学演習A, B \$ 社会思想史演習A, B \$	1～4 2～4 2～4 2～4	2 2 各2 各2	
合計			24以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目については、隔年開講です。

注…「授業科目」に#のマークのある科目については、隨時開講です。

注…「授業科目」に\$のマークのある「演習」科目の履修の順序等については、各担当教員の指示に従うこと。

注…教育職員免許法施行規則上、高等学校「公民」免許を取得する場合、必ずしも政治学分野の科目を履修する必要はない。ただし政治学分野の科目を履修したい場合には、「国際学Ⅰ（政治学）」と「国際学Ⅱ（国際関係論）」を併せて履修しなければならない。

英語専門領域

英語専門領域では、中学校教諭1種免許状「英語」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）修得してください。（他領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭第1種免許状「英語」を取得する者は、上記の計28単位以上に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。

（他領域の学生も同様です。）

中学校1種・2種「英語」、高等学校1種「英語」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種 高等学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法 に関する科目	中等教科教育法（英語Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（英語Ⅱ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（英語Ⅲ）	3～4	2			2
	中等教科教育法（英語Ⅳ）	3～4	2			2
英語学	英語学Ⅰ	2～4	2		2	
	英語学Ⅱ	2～4		2		2
	英語学Ⅲ	2～4	2		2	
	第二言語習得論	2～4		2		2
	英語学Ⅳ	2～4		2		2
	応用言語学	2～4		2		2
英語文学	英語文学論Ⅰ	2～4	2		2	
	英語文学論Ⅱ	2～4		2		2
英語コミュニケーション	English Communication I	2～4	2		2	
	English Communication II	2～4	2			2
	English Communication III	2～4		2		2
	English Communication IV	2～4		2		2
異文化理解	英語圏文化論	2～4	2		2	
合計			28以上		14以上	

注…他領域の学生が中学校教諭1種免許状「英語」を取得する場合には、「各教科の指導法に関する科目」から4科目8単位、「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「異文化理解」からすべての必修科目および選択必修科目を含めて20単位以上、計28単位以上修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他領域の学生が中学校教諭2種免許状「英語」を取得する場合には、14単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

日本語教育専門領域

この専門領域では、日本語という一言語を通じて世界の人々が相互に理解し、助け合い、共生できるようにするために日本語教育に関する基礎実践的な方法を学びます。開設授業科目は、発音、文法、文字などの日本語に関する基礎的科目と、日本語教授法、教材研究などの日本語教育の実践的方法に関する科目が主になりますが、外国人児童・生徒や成人に対する日本語教育実習を横浜市内の小学校や本学国際教育センター等で行います。異なる言語や文化を持つ現在の人間社会において相互に理解、扶助、共生する方法を探るのがこの専門領域の目標です。

なお、このプログラムは、国立大学の日本語教員養成学科・課程の設置とともに1985年に文部省が示した「日本語教員養成のための標準的な教育内容（大学の学部日本語教育副専攻）」、および2016年に法務省入国管理局が策定した日本語教育機関の告示基準第1条第1項第13号口で求められた日本語教育に関する科目に準拠したものであり、所定の単位を修得したものには修了書を授与します。

専門領域科目から26単位以上を修得してください。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数	
			必修	選択
日本語教育科目	日本語教育概論 ※	1	2	
	日本語教育方法論	3	2	
	日本語教育実習A（年少者）	4	2	
	日本語教育実習B（成人）	4	2	
	言語学 ※	1～4	2	
	日本語音声学 ※	1～4	2	
	日本語文法論 ※	2～4	2	
	日本語教育特講	2～4	2	
	日本語教材論 ※	2～4	2	
	日本語インターンA	3	4	2
	日本語インターんB	3		2
	日本語インターんC	3		2
	日本語インターんD	3		2
	日本語教育演習	3	2	
	認知・言語習得演習	3	2	
合計		26以上		

注…「授業科目」に※のマークのある科目については、隔年開講になる場合があります。

教育学専門領域

教育学は、学校種や教科の違いにあまりとらわれず、教育をめぐる様々な「問い合わせ」を解明するために、多様な方法を用いて追究する学問分野です。多様な方法には、教育哲学・人間学、教育方法学、生涯学習論、環境教育論、教育社会学、教育行政学などがあります。

専門科目から26単位以上を修得してください。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数		備考
			必修	選択	
教育学に関する科目	教育人間学	2~4		2	16単位以上 選択
	現代教育思想論	2~4		2	
	学校社会論	2~4		2	
	発達社会学	2~4		2	
	生徒指導	2~4		2	
	青少年問題論	2~4		2	
	教育方法学Ⅰ	2~4		2	
	教育方法学Ⅱ	2~4		2	
	環境教育論Ⅰ	2~4		2	
	環境教育論Ⅱ	2~4		2	
	教育行財政学	2~4		2	
	教育と法	2~4		2	
	生涯発達の思想と方法Ⅰ	2~4		2	
	生涯発達の思想と方法Ⅱ	2~4		2	
その他関連科目(◇)	教育学入門Ⅰ	2	2		8以下
	教育学入門Ⅱ※	2		2	
	教育学演習	3		2	
合計			26以上		

注…(◇) その他関連科目について

「その他関連科目」は、①専門領域科目のうち中学校等の教員免許状取得に必要な授業科目、②日本語教育専門領域の単位修得に必要な授業科目です。専門領域科目の単位として認められるのは8単位までです。卒業に必要な単位として算入するためには、4年次に所定の手続きが必要なため、専門領域からの指示に従ってください。

注…「授業科目」に※マークのある科目については、複数の履修が可能です。ただし、「専門領域科目」として認められるのは2単位までです。

2 自然・生活系教育コース

数学専門領域

数学専門領域では、中学校教諭1種免許状「数学」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭1種免許状「数学」を取得する者は、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。（他領域の学生も同様です。）

中学校1種・2種「数学」、高等学校1種「数学」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種 高等学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法 に関する科目	中等教科教育法（数学I）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（数学II）	3～4	2			2
	中等教科教育法（数学III）	3～4	2			2
	中等教科教育法（数学IV）	4	2			2
代数学	代数学I	2	2		2	
	代数学II	2		2		2
	代数学III	3		2		2
幾何学	幾何学I	2	2		2	
	幾何学II	3		2		2
	幾何学III	3		2		2
	数学演習	4		2		2
解析学	解析学I	2	2		2	
	解析学II	2		2		2
	解析学III	3		2		2
「確率論、統計学」	確率・統計I	3	2		2	
コンピュータ	コンピュータ概論I	3	2		2	
			28以上		12以上	

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「数学」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「数学」を取得する場合には、12単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

注意事項

代数学I、幾何学I、解析学Iの各科目の履修が各科目II以降の履修開始条件です。

理科専門領域

理科専門領域では、中学校教諭1種免許状「理科」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭1種免許状「理科」を取得する者は、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校1種・2種「理科」、高等学校1種「理科」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種 高等学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（理科I）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（理科II）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（理科III）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（理科IV）	2～4	2		2	
物理学	物理学概説I◆	1	1		1	
	物理学概説II◆	2	1		1	
	物理学概説III◆	2	1		1	
	物理学特講I	3～4		2	2	
	物理学特講II	3～4		2	2	
	物理学総合演習	4		2	2	
化学	化学概説I◆	1	1		1	
	化学概説II◆	2	1		1	
	化学概説III◆	2	1		1	
	化学特講I	3～4		2	2	
	化学特講II	3～4		2	2	
	化学総合演習	4		2	2	
生物学	生物学概説I◆	1	1		1	
	生物学概説II◆	2	1		1	
	生物学概説III◆	2	1		1	
	生物学特講I	3～4		2	2	
	生物学特講II	3～4		2	2	
	生物学総合演習	4		2	2	
地学	地学概説I◆	1	1		1	
	地学概説II◆	2	1		1	
	地学概説III◆	2	1		1	
	地学特講I	3～4		2	2	
	地学特講II	3～4		2	2	
	地学総合演習	4		2	2	
「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	物理学実験I◆	2	1		1	
	物理学実験II◆	2	1		1	
	化学実験I◆	2	1		1	
	化学実験II◆	2	1		1	
	生物学実験I◆	2	1		1	
	生物学実験II◆	2	1		1	
	地学実験I◆	2	1		1	
その他関連科目（◇）	地学実験II◆	2	1		1	
	理科教育特講I#	3～4		2		2
	理科教育特講II#	3～4		2		2
合計			28以上		14以上	

注…「授業科目」に#のマークのある科目については、随時開講です。

注…（◇）「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「理科」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学

外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「理科」を取得する場合には、14単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

注意事項

教育実習Ⅱの履修前に、◆を付した各科目を履修しておくこと。

技術専門領域

技術専門領域では、中学校教諭1種免許状「技術」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

中学校1種・2種「技術」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（技術Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（技術Ⅱ）	2～4	2			2
	中等教科教育法（技術Ⅲ）	3～4	2			2
	中等教科教育法（技術Ⅳ）	3～4	2			2
材料加工（実習を含む。）	木材加工学及び実習Ⅰ◆	2～4	2		2	
	木材加工学及び実習Ⅱ	3～4		1		1
	木材材料学	3～4		2		2
	木材加工学演習	3		2		2
	金属加工学及び実習◆	2～4	2		2	
機械・電気（実習を含む。）	機械通論及び実習	3～4	2		2	
	機械基礎	3～4		2		2
	機械基礎演習	3		2		2
	基礎電気学及び実習◆	2～4	2		2	
	電気基礎	3～4		2		2
	電気基礎演習	3		2		2
生物育成	栽培学及び実習◆	2～4	2		2	
情報とコンピュータ	情報基礎及び実習	2～3	1		1	
合計			28以上		13以上	

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「技術」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「技術」を取得する場合には、13単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

注意事項

教育実習Ⅱの履修前に◆を付した科目の単位を修得していることが望ましい。

家庭科専門領域

家庭科専門領域では、中学校教諭1種免許状「家庭」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭1種免許状「家庭」を取得する者は、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校1種・2種「家庭」、高等学校1種「家庭」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種 高等学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（家庭Ⅰ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（家庭Ⅱ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（家庭Ⅲ）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（家庭Ⅳ）	3～4	2		2	
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅰ	2	2		2	
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）Ⅱ	3	2		2	
	消費生活論	3～4		2	2	
被服学（被服実習を含む。）	被服学	3	2		2	
	被服造形学及び実習Ⅰ	2	1		1	
	被服造形学及び実習Ⅱ	2	1		1	
	衣生活学演習	3～4		2	2	
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食品・栄養学Ⅰ	2	2		2	
	食品・栄養学Ⅱ	2	2		2	
	調理学及び実習Ⅰ	2	1		1	
	調理学及び実習Ⅱ	2	1		1	
	調理学及び実習Ⅲ	3～4		2	2	
	食物学実験※	3～4		2	2	
住居学	住居学Ⅰ	2	1		1	
	住居学Ⅱ	2	1		1	
	住居学演習	3～4		2	2	
保育学	保育学Ⅰ	2	1		1	
	保育学Ⅱ	2	1		1	
	児童学	3～4		2	2	
合計			28以上		14以上	

注…「授業科目」に※のマークのある科目については、隔年開講です。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「家庭」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「家庭」を取得する場合には14単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

3 芸術・身体・発達支援系教育コース

音楽専門領域

音楽専門領域では、中学校教諭1種免許状「音楽」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭1種免許状「音楽」を取得する者は、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理義に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校1種・2種「音楽」、高等学校1種「音楽」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種 高等学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（音楽I）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（音楽II）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（音楽III）	2～4	2		2	
	中等教科教育法（音楽IV）	2～4	2		2	
ソルフェージュ	ソルフェージュ	2	2		2	
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	声楽I	2	2		2	
	声楽II	2		2	2	
	声楽演習I	3		2	2	
	声楽演習II	3		2	2	
	合唱I a	2～4	1		1	
	合唱I b	2～4	1		1	
	合唱演習I	3～4		2	2	
	合唱演習II	3～4		2	2	
器楽（合奏及び伴奏並びに伴奏を含む。）	ピアノI	2	2		2	
	ピアノII	2		2	2	
	ピアノ演習I	3		2	2	
	ピアノ演習II	3		2	2	
	器楽合奏I（管弦打等）	2～4	2		2	
	器楽合奏II（和楽器）	2～4	2		2	
指揮法	指揮法	3	2		2	
音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽理論	2	2		2	
	作曲法I	3	2		2	
	作曲法II	4		2	2	
	音楽史概説I	2	2		2	
	音楽史概説II	2～4		2	2	
その他関連科目（△）	合唱指導法I	3		2		2
	合唱指導法II	3		2		2
	合唱マネジメント演習I	4		2	2	
	合唱マネジメント演習II	4		2	2	
合計			28以上		15以上	

注…（△）「その他関連科目」の科目は教員免許状取得に必要な単位には算入できません。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「音楽」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理義に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習II」、「学外活動・学外学習III」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「音楽」を取得する場合には、15単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

美術専門領域

美術専門領域では、中学校教諭1種免許状「美術」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。

中学校1種・2種「美術」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（美術Ⅰ） 中等教科教育法（美術Ⅱ） 中等教科教育法（美術Ⅲ） 中等教科教育法（美術Ⅳ）	2～4 2～4 3～4 3～4	2 2 2 2		2 2 2 2	
絵画(映像メディア表現を含む。)	絵画実技Ⅰ 絵画実技Ⅱ 絵画実技Ⅲ 絵画実技Ⅳ	1 2 3 3	1 1 2 2		1 1 2 2	
彫刻	彫刻実技Ⅰ 彫刻実技Ⅱ 彫刻実技Ⅲ 彫刻実技Ⅳ	2 2 3 3	1 1 2 2		1 1 2 2	
デザイン(映像メディア表現を含む。)	構成デザイン実技Ⅰ 構成デザイン実技Ⅱ 構成デザイン実技Ⅲ デザイン概論	2 2 3 3	1 1 2 2		1 1 2 2	
工芸	構成工芸実技Ⅰ 構成工芸実技Ⅱ 造形図学Ⅰ 造形図学Ⅱ	2 3 1 2	1 1 2 2		1 1 2 2	
美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	美術理論 美術史 美術鑑賞 美術史実地指導 #	2～4 2～4 3 3	2 2 2 2		2 2 2 2	
合計			28以上		15以上	

注…「授業科目」に#のマークのある科目は、随時開講です。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「美術」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「美術」を取得する場合には、15単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得すること。

高等学校教諭1種免許状「美術」を取得する者は、専門領域科目から24単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）修得してください。さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（8単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。（他の専門領域の学生も同様です。）

高等学校1種「美術」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数	
			必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（美術Ⅰ）	2～4	2	
	中等教科教育法（美術Ⅱ）	2～4	2	
	中等教科教育法（美術Ⅲ）	3～4	2	
	中等教科教育法（美術Ⅳ）	3～4	2	
絵画(映像メディア表現を含む。)	絵画実技Ⅰ	1～2	1	
	絵画実技Ⅱ	2	1	
	絵画実技Ⅲ	3		2
	絵画実技Ⅳ	3		2
彫刻	彫刻実技Ⅰ	2	1	
	彫刻実技Ⅱ	2	1	
	彫刻実技Ⅲ	3		2
	彫刻実技Ⅳ	3		2
デザイン(映像メディア表現を含む。)	構成デザイン実技Ⅰ	2	1	
	構成デザイン実技Ⅱ	2	1	
	構成デザイン実技Ⅲ	3		2
	デザイン概論	3		2
美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術理論	2～4	2	
	美術史	2～4	2	
	美術鑑賞	3		2
	美術史実地指導 #	3		2
合計			24以上	

注…「授業科目」に#のマークのある科目は、随時開講です。

注…高等学校1種「美術」の科目区分には「工芸」は含まれないので注意すること。

注…他の専門領域の学生が高校教諭1種免許状「美術」を取得する場合には、24単位以上（すべての必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（8単位）と合わせて32単位以上を修得すること

保健体育専門領域

保健体育専門領域では、中学校教諭1種免許状「保健体育」の取得が必須です。専門領域科目から28単位以上（下表のすべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得してください。（他の専門領域の学生は、表の脚注を参照してください。）

高等学校教諭1種免許状「保健体育」を取得する者は、上記の専門領域科目に加え、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得する必要があります。

（他の専門領域の学生も同様です。）

中学校1種・2種「保健体育」、高等学校1種「保健体育」

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数			
			中学校1種 高等学校1種		中学校2種	
			必修	選択	必修	選択
各教科の指導法に関する科目	中等教科教育法（保健体育Ⅰ） 中等教科教育法（保健体育Ⅱ） 中等教科教育法（保健体育Ⅲ） 中等教科教育法（保健体育Ⅳ）	2～4 2～4 2～4 2～4	2 2 2 2		2 2 2 2	
体育実技	器械運動（実習） 陸上競技（実習） ダンス（実習） バレー・ボーラー（実習） バスケットボール（実習） ソフトボール（実習） テニス（実習） 柔道（実習） 剣道（実習） 水泳（実習） 野外活動・スキー（実習）	3 1 2 3 2 3 3 2 2 3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	体育心理学 体育社会学 運動方法学 体力科学 バイオメカニクス トレーニング論	2 2 2 2 3 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2
生理学（運動生理学を含む。）	運動生理学 栄養学	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	3	2		2	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健・小児保健（精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） 安全教育・救急処置 ※1 健康教育 ※2 健康管理学 健康社会学	2 3 3 3	2 2 2 2		2 2 2 2	
合計				28以上		15以上

注…「授業科目」に※1のマークのある科目は、偶数年開講です。

注…「授業科目」に※2のマークのある科目は、奇数年開講です。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭1種免許状「保健体育」を取得する場合には、28単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得し、さらに、専門領域科目の余剰単位、基盤教育科目「教育の基礎的理解に関する科目」の必要10単位に算入していない「教育社会学」または「教育経営」、「学外活動・学外学習Ⅱ」、「学外活動・学外学習Ⅲ」、「生涯学習概論」（4単位）と合わせて32単位以上を修得すること。

注…他の専門領域の学生が中学校教諭2種免許状「保健体育」を取得する場合には、15単位以上（すべての必修科目および選択必修科目を含む。）を修得すること。

心理学専門領域

心理学について学び、将来、教職に就いたときに、児童・生徒指導や学習指導に役立つ心理学的知識・実践力を身につけます。心理学専門領域では、「心理学に関する科目」から必修科目6科目10単位、選択科目から4科目8単位以上を履修し、「心理学に関する科目」「その他関連科目」から計24単位以上習得してください。

なお、特別支援学校教諭1種免許状あるいは2種免許状の取得を希望する者は、「その他関連科目」に含まれる当該副免許状の取得に必要となる科目を心理学専門領域における卒業に必要な単位として認めることができます。

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位数		備考
			必修	選択	
心理学に関する科目	人間理解の心理学	1	2		
	心理統計法	2	2		
	心理学実験A	2	2		
	心理学実験B	2	1		
	心理査定法A	2	2		
	心理査定法B	2	1		
	教職心理学ワークショップ	2~4		2	
	学習動機づけ論	2~4		2	
	学校臨床心理学	2~4		2	
	カウンセリング実践論	2~4		2	
	保護者の理解と支援	2~4		2	
	教育現場のためのストレス・マネージメント	2~4		2	
	教育現場におけるポジティブ心理学	2~4		2	
その他関連科目(△)	心理・教育データ解析演習	2~4		2	
	認知発達心理学	2~4		2	
	教授・学習心理学	2~4		2	
	子どもとおとのメンタルヘルス	2~4		2	
	少年非行の理解と支援	2~4		2	
	教育相談学	2~4		2	
	児童学	3~4		2	
	体育心理学	2~4		2	
	知的障害児の心理・生理・病理	2~4		2	
	肢体不自由児の心理・生理・病理	2~4		2	
	神経・精神医学概論	2~4		2	
	特別支援教育概論	1~4		2	
	LD児等の指導	2~4		1	
	ASD児等の指導	2~4		1	
	聴覚障害児の指導	2~4		1	
合 計			24以上		

注… (△) その他関連科目について

専門領域科目の単位として認められる単位数は6単位までです。

特別支援教育専門領域

特別支援教育領域では、次の表の教員免許状取得上必修とされている授業科目を含め、所定の単位を修得しなければなりません。本領域で取得できる免許の領域は以下の通りです。

1種：知的障害者に関する領域、肢体不自由者に関する領域、病弱者に関する領域

2種：知的障害者に関する領域、肢体不自由者に関する領域

※主免許については追加で「聴覚障害者に関する領域」が取得できます。(注4参照)

授業科目区分	授業科目	履修年次	主免許		副免許(1種)		副免許(2種)	
			必修	選択	必修	選択	必修	選択
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育概論	1～4	2		2		2	
特別支援教育に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2～4 2～4 2～4	2 2 2		2 2 2		2 2	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1～4 2～4 2～4	2 2 2		2 2 2		2 2	2
	その他	2 2 2～4 2～4 2～4	2 2 2 2			2 2 2		2 2
免許状に定められることがある特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害児の指導 聴覚障害児の指導 LD児等の指導 重複障害・病弱児の指導 ASD児等の指導	2～4 2～4 2～4 2～4 2～4	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1		1 1 1	1
合計			23以上		23以上		14以上	

注1…「特別支援教育演習」、「特別支援教育特講」は、特別支援教育専門領域の学生のみが履修できます。

注2…特別支援教育専門領域以外の学生が、特別支援学校教諭1種免許状あるいは2種免許状の取得を希望する場合は、副免許状の必修とされた授業科目をすべて履修し、選択科目についても可能な範囲で履修することが望ましい。履修に当たっては必ず講座で実施する副免許履修者のためのオリエンテーションに参加してください。

注3…特別支援学校での教育実習を履修するためには、「特別支援教育概論」、「知的障害児の教育」、「知的障害児の心理・生理・病理」、「肢体不自由児の教育」、「肢体不自由児の心理・生理・病理」の中から、3科目以上の単位を修得していることが望ましい。

注4…主免許に「聴覚障害者に関する教育の領域」を追加したい場合は、次頁の心理・生理・病理の科目を4単位、教育課程・指導法の科目を4単位履修すること。いずれも集中で隔年開講されるので、開講日に注意すること。なお、副免許に「聴覚障害者に関する教育の領域」を追加することはできません。

注5…特別支援教育専門領域の専門領域科目のうち、「特別支援教育概論」、「知的障害児の教育」については1年次から履修することができます。

※P. 44 注4関連表

授業科目区分	授業科目	履修年次	単位
心理・生理・病理	聴覚障害児の心理・生理・病理	2~4	2
	聴覚障害児の聴覚活用と参加の支援	2~4	2
教育課程・指導法	聴覚障害者の支援	2~4	2
	聴覚障害児の教育	2~4	2

注6 … 「聴覚障害児の心理・生理・病理」「聴覚障害児の聴覚活用と参加の支援」「聴覚障害者の支援」「聴覚障害児の教育」は隔年開講のため、開講年度には優先的に履修すること。